

令和2年度第2回医療的ケア運営協議会 議事録

日 時：令和2年10月6日

10：00～12：00

場 所：兵庫県民会館902

参加者：20名

協議事項「学校における医療的ケア」リーフレットについて

1 リーフレット見開き1ページ左上部「学校における医療的ケアの定義について」

- リーフレットの全体的な構成は見開き1枚であり、「医療的ケアって何？」から始まる。この医療的ケアの定義は非常に難しく、きちんとした定義はない。当初は、痰の吸引や服薬管理など日常的な医療的ケアということであった。現在は、人工呼吸器や在宅酸素のことも医師が指示を出すようになり、定義の幅が広がってきた。学校における医療的ケアということで、教育的な意義ということも述べられており、その部分が入っていくことになる。お気づきの点について、ご意見をいただきたい。
- 非常に親しみやすく、手に取って見やすい内容になっている。開いて、子どもたちが医療的ケアを受けながら学校生活を続けられるということで、安心できるイメージを盛り込んでいただいているが、兵庫県教育委員会が作成したリーフレットということで、「学校における医療的ケア」の定義として「文部科学省」と書かれているが、兵庫県教育委員会としての姿勢を示すのであれば、医療的ケアの必要な子どもたちが、最大限に力を発揮させることや、必要な力を培うことが目標ならば、学校での医療的ケアということで、敢えてここに「文部科学省」という言葉が要るのか、ご意見を聞きたい。
- 県全体の姿勢として、文科省が言っていることと同じ目的に向かうことから消すということで、県の姿勢がはっきり分かるのでそのようにしていただきたい。
- 「医療的ケアって何？」と「学校における医療的ケア」の文字が小さいので、医療的ケアというのは、下に書かれている目的の※印と同じような大きさの方がよい。医療的ケアは、学校だけではなく日常的に行われているというのが大きなことなので、そこに下線を引くことが必要ではないか。
- 医療的ケアの3つの意義について、「学習の継続」より、新入生が多いと思うので、楽しく学生生活を送るという意味がよい。

- 訪問学級も学校生活であるので、やはり「通学する」ということをもっと強く言った方がよい。例えば、「通学することで様々な経験をし、充実した学校生活を送れます。」など。
- 意義の1つめは、やはり「通学することによって様々な経験や学習の継続などを行うことができます」など、学校における医療的ケアなので、自宅におけるという部分ではない。学校に通うということ、そのものがかかなり大きいということを入れてみてはどうか。
- これを必要とする人以外の一般の方が目を通すときに、通学することが重要なことは私たちも理解しているが、訪問教育を受けている人たちにとって、よくない状況なのだと思えられるのは本意ではない。県が出すものとしても、どのように受けとめられるのかということはあるかと思う。
- できるだけ訪問の形はなくして、通学してもらおうというのが大きな流れではあるが、そうなったとして実際に今、訪問籍の方たちの捉え方がどうなのかというご指摘かと思う。微妙な表現なので検討していただきたい。
- 保護者の声の部分は、本校の医療的ケアを受けている児童生徒の保護者7名全員にアンケートを取らせていただいた。これ以外にも貴重な意見があり、学校教育の有り難さや、他の児童生徒と交わることで我が子の成長が見られるといった、たくさんのご感想があった。それを今後の糧として、土台づくりに励んでいきたいと考えている。

2 「リーフレットの活用の仕方について」

- リーフレットの活用の仕方は、このまま使う市町もあれば、各市町によって違うところも出てくるので、市町の実情に合った、補足のパンフレットなどを付ける形になると考えてよいか。
- このリーフレットは、基本的な事項を示すということになる。各市町で方法が変わってくる場合もあるので、これを使って説明していただく中で補足やパンフレットを作られることになる。
- 私自身が学校において、このリーフレットを使って保護者にどう説明するのかを考えた場合に、実際にはもっと膨らみのある文章があるが、リーフレットは基本的なことを押さえるということで、すっきりと見てもらいやすいものがよい。各市町組合教育委員会や各県立特別支援学校でも説明の仕方はいろいろとあると思

う。このリーフレットを使いながら本校の実態に応じて使わせていただこうと思う。

- これは医療的ケアを必要とする保護者に渡すものだが、学校では、対象者以外の周りのお子さんが医療的ケアの機械音にびっくりし、パニックになるということもあったようだ。私は、そういうこと全く知らなかったので、医療的ケアを受けていないお子さんの保護者にも機械音がしても大丈夫というパンフレットがあったらよいかなど、周りの知的障害のお子さんの親にもそういう理解を啓発するようなものがあればよい。
- 大事な点を指摘いただいた。医療的ケアを必要とされるお子さんのご家族と周囲のご家族について、やはり医療的ケアそのものに関して十分理解されていない方もあると思う。社会全体にも理解が乏しいところがあるので、若干考慮しながら使い方を考えていけばよい。
- 兵庫県の姿勢や学校における医療的ケアの意義と、役割や内容などを伝えたいということで、かなり盛りだくさんになっているが見やすくし、医療的ケアが必要とされる方以外の周囲の方々にも十分理解していただくとよい。教職員の中にも実際に医療的ケアに関わっていない方々は、どういうことがなされているかというのは分かりにくいところもある。そのあたりを考えて、県から各市町に広く働きかけていただきたい。

3 リーフレット見開き中央上段「私たちが学校生活をサポートします」の部分について

- 右側の「教員が実施可能な5つの行為」について、この5つの行為は、各自治体によって異なるわけではないので、自治体によってこの5つを行っている場合と行っていない場合があるということなので表記を考えていただくとよい。
- 「保護者」の役割の部分で、個別マニュアルを主治医に提出するということが、個別マニュアルを誰が作るのか、明石市では、担任、保護者と看護師が協力しながら作るが、そういう表記もあってもよいかと思う。
- 横枠の「教員が実施可能な5つの行為」は、これだけぱっと見たら、教員が全ての自治体でもするのかという感じがある。
- 横枠の「看護師による医療的ケア」と「教員が実施可能な5つの行為」は、これを見ると5つの行為は医療的ケアと違うのかなと思われるかもしれない。看護師のところには「看護師による医療的ケアの実施」とあるが、教職員のところには

「医療的ケア」という言葉がないというのは意図がわかりにくい。

- 教職員と養護教諭の役割では、医療的ケアの実施が書かれていない。医療的ケアに関する参加の仕方が市町によって違うので、横枠のところを追加して書かれたということだが、その意図がうまく伝わるかどうかである。
- 右端の3番の欄外に看護師による医療的ケアで、「気管切開部からの吸引」と「気管切開部の管理」の間に「導尿」があるので、上から順に呼吸器系から記載する方がよい。
- 「学校生活をサポートします」という部分の看護師の部分は、「個別マニュアルに基づいて実施」とあるが、個別マニュアル以外に法的に主治医から看護師への指示書を発行してもらっているので、指示書と個別マニュアルに基づきというところで付け加えていただきたい。
- 右側の「看護師による医療的ケア」の部分は、本校でも鼻腔・口腔内吸引などがあるので、痰の吸引を医療的ケアで求められているが、ここには鼻腔・口腔内吸引に該当するものがないと気づいた。
- 教職員も医療的ケアへの協力義務があり、教職員か管理職の表記のどちらがよいのかと少し気になるが、管理職と表記しなくても教職員の中に入っているのであれば、問題ないが、いろんな資料を見ていると、書かれている場合もある。必ず関わるので記載された方がよい。
- ガイドライン29ページの「3 学校における医療的ケア実施体制」の「図4 医療的ケア安全委員会の設置」を基にリーフレットの図を作成している。
- ガイドライン29ページの「図4 医療的ケア安全委員会」に出てくる職種の役割を書いていただいた。校長の役割をどうするか。ますます、記入の事項が多くなってくるが、まずは入るかどうか検討したい。

4 リーフレット見開き中央部下段「入学から学校生活について」の部分について

- 相談の箇所が、市町組合教育委員会となっているが、組合という表記は、違和感はないか。
- 市町教育委員会と表現する場合と市町組合教育委員会という両方がある。組合のところからは、これが入っていると有り難いという声がある。何か違和感があるようであれば、考えなければならない。

- 今日、オブザーバーで神戸市からも来ていただいているが、このリーフレットと神戸市のものと二つ使う形になるのかなと思うが、ご意見はないか。
- 神戸市独自でも県が出されたリーフレットを基に作成しようと考えている。できる限り、基本的な姿勢であって、その中で各市町の特徴や社会的資源に合った形で積み上げていただければと思う。
- これは医療的ケアのリーフレットなので、入学から学校生活のところで、準備物として突然「看護行為実施依頼書」というのは、びっくりされないだろうか。
- 入学前の準備物として、保護者による「看護行為実施依頼書」と書いてあるが、「看護行為実施」というより、ここでは「医療的ケア」なので「医療的ケア実施依頼書」でよいように思う。医療的ケアそのものの定義が非常に幅広いので「看護行為」というと、もっと広いような気もする。
- 本校の事例が参考になればと思う。この「看護行為」というのは兵庫県教育委員会が出している様式の中で使われている言葉であり、本校の場合は「看護行為並びに医療的ケア実施依頼書」というアレンジして使っている。
- これは、医療的ケアに関するリーフレットなので、何も書かずに「実施依頼書」という形でもよいのかも知れない。
- 指示書については、医療的ケア指導医の部分で「主治医による指示書」と書いてあるが、この主治医のところは、「指示書（診療情報提供書）の作成」と書かれている。実際、保険点数の関係から言うと医療的ケアというのは、利用情報の提供を主治医が指導医、学校医宛に出すと、その分の診療行為が報酬として算定される。「診療情報提供書」という書き方を、一番上の「主治医による指示書の確認」とある、この部分で書く方がよいのではないか。
- 保護者が手に取られた時に、一番見やすい箇所や、最後に※印で指示書の説明を入れるのはどうか。
- 医療的ケア児の1日の部分で、対面による連絡というのが、送迎時、登校時と下校時にあるが、全員が対面でされているのか。本校の場合は、タクシーや自家用車で登校するので保護者が来るが、帰りは放課後等デイサービスも利用しているため、保護者とは会えない。このように状況によって保護者と担任による連絡はできないため、「対面や連絡帳による連絡」という形にさせていただいた方がよい。

- 保護者と学校とで健康状態など情報共有する部分があるが、対面ということが大きくとすると、「対面しないと困ります」という解釈をされる可能性がある。
- 学校生活の宿泊行事等の確認事項の、参加、不参加の判断基準のポイントについて、後半の「喘息の有無」というのは、「喘鳴」ではないか。
- 喘鳴または呼吸の状態によることもあるので、ここは「呼吸の状態」も要るのではないか。
- 学校生活の宿泊行事の事前準備で主治医に行程を説明するが、それは誰が説明をするのか。ここに主治医による指示書の提出となっているが、これは学校行事での指示書ということになるのか。
- 保護者や学校関係者が説明する。養護教諭や担任が、主治医訪問する場合もあるが、多くは保護者が説明に行っておられる。
- 本校の場合は、第一段階に、保護者面談で看護師も含めて説明し、そのことを保護者から病院受診の際に主治医に伝えてもらっている。最近では、主治医に会うことも難しく、学校関係者が入る日が設定できないため、2～3か月前から保護者に説明をし、主治医の定期受診の際、保護者がしっかりと伝えられるようにという配慮を行っている。提出物についても、1年間の指示書はいただいているが、宿泊行事の内容を学校医、指導医、主治医が吟味していただいた上での宿泊行事参加への同意ということで、改めて同意書などを取っている。ただ各校の取組については様々である。
- 医療的ケアを必要とする子どもの宿泊行事参加の際に、主治医も参加することを知っていただいて指示を出してもらい、それを学校医または指導医に確認してもらおうというような手続きをここには書いているということによろしいか。
- 重症心身障害児も病弱のお子さんも、主治医の指示が必要なたんかんや心疾患、腎臓病がある方についても、同じような病院とのやりとりをさせていただいている。
- 宿泊行事のところは、私も保護者以外から説明を聞くことはめったになく、保護者が行程のプリントを持って来られ、行事に参加したいと言われる。学校の先生方が来られて時間を取るのも不可能であり、こちら側も保護者から詳しく聞かせてもらうこととしている。全ての疾患の子どもが行けるようなプランを学校側も

考えていただいて、重い子どもに合わせて行程を配慮するということは必要である。

- 指導医による参加同意書は書いたことがないが、これはどういうことか。主治医がOKと言っているのに指導医がダメとは言えない。
- 全ての医師の方に了解をいただくという安全体制上書類の一つであり、まずは保護者が同意し、次に主治医が同意され、それらの現物を持って私は指導医兼学校医のところに出向いている。そこで主治医が行っていいと言っているのであれば大丈夫だなということで把握していただいている。
- ここの「宿泊行事等」の「等」は何が含まれるのか。今、話題に上がっているものは宿泊行事に関するものばかりだと思う。校外で行われる1日バス旅行等は、スクールバスで看護師が付いて、医療的ケアの子どもたちも他の子どもと一緒に出かけることも多い。それも含まれるのであれば、ここでの準備物や提出物が合わない。宿泊行事は、やはりリスクのある行事なので、学校では個別に1か月前に書類を整えて、特別支援教育課に提出している。そこで担当から旅行中の医療的ケアや配慮事項についての質問等があり、協議をして許可が下りるという形になっている。先ほど言われたように、宿泊行事に関しては数か月前から段取りをしている。校外学習は、本校の場合は、マニュアル検討委員会をもって、万が一の緊急時対応について、送迎や救急搬送などの救急体制等、危機管理も含めてマニュアルを作って実施している。この「等」を外していただくことと、学校生活の中に一つ「校外学習では、マニュアルを作成します」という一文を入れるというのはどうか。
- 恐らく、いろいろな行事は、医療的ケア安全委員会などで適宜、確認された上で行われている。
- 宿泊行事の場合は、医療的ケアが必要なお子さんは主治医に状態の確認をしてもらおうというのが主旨かなと思いながら見ている。
- 先ほどお話にあったように本校の指導医に参加同意書を書いていただいたことはありません。このリーフレット自体が共通項目ということであれば、上の部分にあるような、例えば、各自治体で異なるという形で記入していただいた方がよいのかを検討していただけないか。これを見ると、参加同意書も要るということになってしまう。
- それぞれの自治体によっても違う。表現を検討したい。

5 リーフレット裏面について

- 「保護者の皆様へ」という部分は、「登校時の健康状態を学校へご報告ください。お子さんの体調が悪いときは医療機関の受診を優先して、登校を控えてください。体調の急変など緊急時対応に備え、常時連絡がつく電話番号等を学校へお知らせください。定期的に医療機関に受診し、服薬の調整等も含め、主治医に適切な指示を仰ぎ、学校へご報告ください」ということで、お願いという形でくくっているが、いかがか。

- これでいいと思うが、やはり文字が多い。

- 次の「医療関係の皆様へ」は、「安全・安心な医療的ケアの実施のために、主治医による指示書の作成をお願いします。医療的ケアの内容変更時も保護者を通じて、お知らせください。体調の急変時、緊急時対応についての指示をお願いします。学校で作成した個別マニュアルの確認をお願いします」ということで、主治医は、口頭ではなくて書面による指示を作成し、内容が異なったときについても書面等で伝えて欲しい。急変するような可能性がある場合は、どうしてほしいというような指示をお願いするという。学校では、指示書を参考にしながら個別にどういう対応していくかという個別対応マニュアルを作っているが、この確認の依頼ということであるがいかがか。

- このリーフレットは、保護者が活用されることが多いと思う。医療従事者と確認しながら学校における医療的ケアを始めることになるが、医療関係者は、ここに書かなくても伝わるかと思う。字が多いのであれば、保護者に対するメッセージに留めるとして、実際には、主治医への指示書発行依頼文書が要るのかと思う。

- 医療関係者は、その意図等をよくご理解いただいているが、リーフレットによって、保護者が主治医に説明しやすい。

- 長く医療的ケアに携わり、たくさんの保護者と関わってきたが、このように明記していただくことで、保護者として学校と主治医とつながるのにどういう役割を果たせばよいかということを理解していただくためにも、説明しやすい。

- 私は、この「医療関係者の皆様へ」について、医療関係者として読むが、誰が誰に言っているのかが分かりにくい。この内容は問題ないと思うが、これを敢えて書かなくても、このリーフレットの中で、主治医は指示書を作成することや、看護師の役割が書かれていれば、お願いの文章がなくても、ご家族の方も説明できるのではないか。

- どちらの意見も正しい。こういう子どもたちの主治医はこの流れを理解しているので、ここにまとめなくても分かる。ただ、これだけのことをまとめて詳しく書かれているので、利点があるのではないか。文字数の問題があるが、書けるなら書いておいてもいいかなと思う。
- それぞれの意図を全部生かしたいという思いもあるが、文字が小さい。再度、これを考えてみるとよい。
- 「学校における医療的ケアに関するQ&A」について、「いつ頃から準備を進めたらよいですか」という質問に「初夏の頃です」という形で答えが書かれているが、これはどうか。逆に言うと、いつ頃までに相談を始めてほしいというようなものがあつた方がよいかなと思う。1年前からご相談されるケースもあるが、逆に8月や9月に相談されると、学校も困る。表現として、「初夏頃までには」とか、ある程度、後ろの時期というよりは、前の時期がよいことが分かればよいのかと感じる。
- 1年前でもよいのではないか。6月にはオープンスクールがあるが、1年前には伝えておかないといけない。実際には1年以上前から把握していることが多い。何月までにと書くより1年前とした方がよい。
- この辺の表現もまた少し考えていただいて、遅くなることのないように相談してほしいということになればよい。
- 行政的には、予算編成があるので、時期は各市町によって違う。明石市は、9月末までに予算編成をするので、そこがリミットとすると1学期中には情報があると、話を進められる余裕がある。明石市は、8月が最終締切りになっており、教育審議会は今週の木曜日からは始まる。市町によっては、1学期に済ませるところもある。
- 市町の状況から見ても、後ろの時期にずれると教職員の数や予算のことが関係してくるのでその辺を意識した表現で保護者に伝える方がよい。
- 2つめの質問「小中学校でも医療的ケアを受けられますか」について、これは「それぞれの教育委員会に相談してください。主治医等の意見を基に主に看護師が行い、教職員等がバックアップする体制を検討します」と書かれているが、「バックアップ」という言葉がどうなのかと感じた。一般的には、「看護師が中心になり教職員が連携して行います」というようなことが書かれている。「連

携」という言葉も、「バックアップ」という言葉も曖昧な言葉ではあるが、ご意見いかがか。

- ここは、親が一番知りたいところである。認可されている特別支援学校の教員以外では、「教員は医療的ケアを実施できません」とか。看護師と親との協働で行うものだというのをきちんと伝えないといけない、通常の小・中・高等学校はもちろん。認可されていない特別支援学校の教員でも医療的ケアを実施できないので、そこをしっかりと書くべきではないか。
- 「医療的ケアを受けられますか」という質問なので、「受けられます」という答えは共通だと思う。バックアップの仕方など、どういう形で実施するかは看護師が中心になるというのはどこも同じで、そこに具体的に教職員も一緒に実施するというのは、大事なことである。教職員が一緒になって行うという表記は医療的ケアも実施するのではなくサポートするかという意味合いがあると思う。小・中学校でも医療的ケアを受けることができることから、「受けられますよ」と書くとよい。
- 「教員が認可を受けてないところは看護師が実施します」と書くと、実際には予算が取れず、医療的ケアをできない学校もあるわけで、そこをどう説明するか。やはり一般的には、地域の通常の学校に行きたい、地域という思いが強いので、それをどう説明するか、ここは非常に大事な部分である。
- 「小・中学校等でも」と書かれているが、「小・中学校」ではないか。「主治医との意見を基に主に看護師が行い、教職員とサポートする体制を取ります」というのは、文面をどこかから引用していると思うが、医療的ケアを全て看護師が実施してくれるのかと思われそうである。看護師の時間数のこともあるので、「検討します」というような表現がよい。
- やはり答えがすぐ出てくる方が分かりやすいので、例えば地域の小中学校等の「等」をなくして、「小中学校でも医療的ケアを受けられますか」という問いに対しては、受けられるわけなので「受けられます」と答えて、自治体によって対応が様々違うので、「詳細については各自自治体にお問い合わせください」という回答でよい。
- 原則として「受けられます」ということを入れて、その後「自治体にご相談ください」と書くと対応が自治体に投げられた形になってくる。
- 小・中学校等の「等」は、幼稚園と高等学校を含んでいる。

- 私としては、小・中学校として「通常の学校でも医療的ケアはできます」という回答を書いて、自治体や学校が対応していくという書き方がよいと思う
- 小・中学校のところに「地域」や「一般」、「通常」ということを入れ、「受けられます」と、「その詳細につきましては自治体、お住まいの自治体にご相談ください」ということで、それぞれの自治体でよく考えて実施していただくとする。実際、小中学校では、文科省からも一般的には看護師が中心になって行い、学校側がその体制をバックアップするという事なので、そこをきちんと押さえるということかと思う。
- 次の「保護者の付添いが必要なときはどのようなときですか」という質問に、答えとして「できるだけ保護者の付添いは必要最小限にとどめたいと考えています。お子さんの状態が不安定なときや、看護師の体制等により保護者の付添いを願う場合があります」とある。こちらは「最小限にとどめたいと思います」という、最初に原則があり、次に子どもさんの状態と、看護師の体制と、特に初期の頃は、子どもさんが慣れなかったり、子どもさんの状態をこちらがしっかりと掴めていなかったりというようなことがあるので、保護者に付添いを願う場合がある。
- 次の、「スクールバスでの登下校は可能ですか」という質問に、答えとして「乗車の可能性について追求するとともに関係者と安全性に配慮の上、個別に判断します」とある。できる限り乗車をしていくということで個別の判断をするということで、一概に医療的ケアをしているから乗車できないということではなく、個別に判断するという事である。
- できる限り可能性を探るという方向性を「可能性について追及する」という表現の中に込めている。
- 最後に、県内特別支援学校一覧は、市立、県立各校の電話番号を掲載する。こういう形で県として、ある程度大きな方針を作り、後は自治体ごとにどうするのかを考えていく必要があると思う。ここで意見はないか。
- 特別支援学校一覧の中で、あまよう特別支援学校の電話番号が違っている。姫路市立書写養護学校の障害種別は、知病かと思う。
- お気づきの点があれば、メール等で事務局にご連絡いただけたら有難い。リーフレット一枚作るのも大変だが、こういう形で県としての大きな方向性を出して、

それに基づいて各市町が前に進むのか、一緒に歩いていくのかを状態を見極めながら進めていただくということが大切である。実は既に児童発達支援事業所の医療的ケアのマニュアル作成が、厚労省で始まっている。昨年度、モデル事業として保育所等のマニュアルができ上がった。元々、医療的ケア児を保健や教育、全ての場面でサポートできる体制を作っていくということを自治体に投げかけられているので、この体制整備が必要である。

- 今日、事務局から協議の前に看護師等研修会のアンケート結果を説明していただいた。その中で3番の「今後、取り上げてほしいこと」という質問の第1位が「子どもの体調不良時の見立てと対応」であり、そのことは大変切実な要望である。つまり、このようにマニュアルを作って、医療的ケアを法律上、制度上、福祉上においても制度等を構築するが、実際に学校生活が始まると子どもによって体調不良の症状が違うので、できるだけこのようにマニュアルを作って整備していった中で、看護師には安心感を持っていただきたいし、教職員と看護師が連携しないとその不安は取り除けない。そういう要望が出ているのは極論である。やはり実際には教職員と看護師は不安なのだろうと思う。そのことをひしひしと感じるのでこの委員会としては、その不安を少しでも減らせるような体制を整えていきたい。